

## 【パブリックコメント用】

### 沼田市空家等対策の推進に関する条例(案)

#### (目的)

第1条 この条例は、空家等の適正な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等についての市、所有者等及び市民の責務を明らかにすることにより、空家等の適切な管理及び活用の促進を図り、もって安全で安心なまちづくりに資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、空家等の発生を未然に防止するよう努めるとともに、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

#### (所有者等の責務)

第4条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等の適切な管理に努めなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、空家等が及ぼす生活環境への影響について理解を深めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するものとする。

- 2 市民は、適正に管理されていない空家等を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

#### (空家等対策計画)

第6条 市は、法第6条第1項の規定により、空家等対策計画を定めるものとする。

#### (協議会)

第7条 市は、法第7条第1項の規定により、沼田市空家等対策協議会（以下「協議会」

という。)を置く。

2 協議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 特定空家等の認定に関すること。
- (2) 特定空家等に対する措置に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

3 協議会は、市長のほか、法務、不動産、建築等に関する学識経験者その他の市長が必要と認めた者のうちから委員8人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、空家等に起因して人の生命、身体又は財産に被害が生じるおそれがあり、かつ、当該被害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該被害を防止するために必要最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じようとする場合においては、あらかじめ、当該措置を講じようとする所有者等に対し、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容の通知(過失がなくして当該所有者等を確認することができない場合にあっては、公告)をしなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、当該措置を講じた後に当該所有者等に通知又は公告するものとする。

3 市長は、第1項の措置に要した費用を当該措置に係る所有者等に請求するものとする。

4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置の内容を協議会に報告するものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第9条 市は、法第13条の規定により、空家等及び空家等跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第7条第3項の規定による協議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

空家等対策協議会委員	同 8, 100円
------------	-----------

